

平成31年第1回安城市議会定例会

議案書

(平成31年3月4日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 1 号 議 案	安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 2 号 議 案	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	5
第 3 号 議 案	安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
第 4 号 議 案	安城市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
第 5 号 議 案	安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
第 6 号 議 案	安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
第 7 号 議 案	安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
第 8 号 議 案	安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
第 9 号 議 案	安城市母子・父子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
第 1 0 号 議 案	安城市虹の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
第 1 1 号 議 案	安城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 5
第 1 2 号 議 案	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 7
第 1 3 号 議 案	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	2 9

第 1 4 号 議 案	安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 1
第 1 5 号 議 案	安城市中心市街地拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について	3 5
第 1 6 号 議 案	安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 7
第 1 7 号 議 案	安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 9
第 1 8 号 議 案	安城市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 3
第 1 9 号 議 案	丈山苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 5
第 2 0 号 議 案	安城市民会館条例の一部を改正する条例の制定について	4 7
第 2 1 号 議 案	安城市視聴覚センター設置条例を廃止する条例の制定について	4 9
第 2 2 号 議 案	安城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について	5 1
第 2 3 号 議 案	安城市準用河川占用料条例の一部を改正する条例の制定について	5 7
第 2 4 号 議 案	安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 9
第 2 5 号 議 案	安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6 3
第 2 6 号 議 案	平成 3 0 年度安城市一般会計補正予算（第 4 号）について	別冊
第 2 7 号 議 案	平成 3 0 年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊

第 2 8 号 議 案	平成 3 0 年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	別冊
第 2 9 号 議 案	平成 3 0 年度安城市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	別冊
第 3 0 号 議 案	平成 3 0 年度安城市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	別冊
第 3 1 号 議 案	平成 3 0 年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	別冊
第 3 2 号 議 案	平成 3 0 年度安城市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	別冊
第 3 3 号 議 案	平成 3 0 年度安城市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について	別冊
第 3 4 号 議 案	平成 3 0 年度安城市水道事業会計補正予算 (第 1 号) について	別冊
第 3 5 号 議 案	平成 3 1 年度安城市一般会計予算について	別冊
第 3 6 号 議 案	平成 3 1 年度安城市国民健康保険事業特別会計予算について	別冊
第 3 7 号 議 案	平成 3 1 年度安城市土地取得特別会計予算について	別冊
第 3 8 号 議 案	平成 3 1 年度安城市有料駐車場事業特別会計予算について	別冊
第 3 9 号 議 案	平成 3 1 年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計予算について	別冊
第 4 0 号 議 案	平成 3 1 年度安城市介護保険事業特別会計予算について	別冊
第 4 1 号 議 案	平成 3 1 年度安城市後期高齢者医療特別会計予算について	別冊

第 4 2 号 議 案	平成 3 1 年度安城市水道事業会計予算について	別冊
第 4 3 号 議 案	平成 3 1 年度安城市下水道事業会計予算について	別冊
第 4 4 号 議 案	市道路線の廃止について【説明書参照】	6 5
第 4 5 号 議 案	市道路線の認定について【説明書参照】	6 7
第 4 6 号 議 案	住居表示の実施に係る市街地の区域の変更について	6 9

第1号議案

安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「

安城市総合 計画審議会	総合計画に関する事 項の調査審議	20人以 内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表す る者 市民 市教育委員会の委員 市農業委員会の委員	2年
----------------	---------------------	-----------	---	----

を

」

「

安城市総合 計画審議会	総合計画に関する事 項の調査審議	20人以 内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表す る者 市民 市教育委員会の委員 市農業委員会の委員	2年
----------------	---------------------	-----------	---	----

安城市自治 基本条例審 議会	安城市自治基本条例 の検証に関する事項 の調査審議	15人以 内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表す る者 市民 その他市長が必要と認 める者	審議期 間
----------------------	---------------------------------	-----------	--	----------

に、

健康日本2 1安城計画 策定委員会	健康日本2 1安城計 画及び地域自殺対策 計画の策定等に関す る事項の調査審議	20人以 内	保健、医療又は福祉の 関係者 市民 その他市長が必要と認 める者	審議期 間
-------------------------	--	-----------	--	----------

を

健康日本2 1安城計画 策定委員会	健康日本2 1安城計 画及び地域自殺対策 計画の策定等に関す る事項の調査審議	20人以 内	保健、医療又は福祉の 関係者 市民 その他市長が必要と認 める者	審議期 間
安城市雨水 マスタープ ラン策定審 議会	雨水マスタープラン の策定に関する事項 の調査審議	12人以 内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表す る者 市民 関係行政機関の職員	審議期 間

に

改め、同表教育委員会の項中

安城市スポ ーツ振興計 画策定委員	スポーツ振興計画（ スポーツ基本法第1 0条第1項の規定に	16人以 内	学識経験を有する者 市民 関係行政機関の職員	審議期 間
-------------------------	-------------------------------------	-----------	------------------------------	----------

を

会	基づく計画をいう。)の策定に関する事項の調査審議		その他教育委員会が必要と認める者	
---	------------------------------	--	------------------	--

「

安城市スポーツ振興計画策定委員会	スポーツ振興計画（スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づく計画をいう。）の策定に関する事項の調査審議	16人以内	学識経験を有する者 市民 関係行政機関の職員 その他教育委員会が必要と認める者	審議期間
安城市文化振興計画策定審議会	文化振興計画の策定に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 市民 その他教育委員会が必要と認める者	審議期間

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市自治基本条例審議会、安城市雨水マスタープラン策定審議会及び安城市文化振興計画策定審議会の設置に伴い、必要があるため。

第2号議案

安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員定数条例の一部を改正する条例

安城市職員定数条例（昭和27年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「57人」を「47人」に、「929人」を「944人」に改め、同条第3号中「108人」を「92人」に改め、同条第8号中「32人」を「33人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、機構改革に伴い、必要があるため。

第3号議案

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神 谷 学

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年安城市条例第10号）の
一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院規則の改正に準じ、時間外勤務命令の上限時間の
設定などの措置を講ずる上で必要があるため。

第4号議案

安城市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

安城市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年安城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、学校教育法の改正に伴い、必要があるため。

第5号議案

安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成3年安城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の延長使用料は徴収しない。

別表第3から別表第9までの規定中「第3項」を「第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市福祉センターの使用料の計算方法を明確にする上で必要があるため。

第6号議案

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」を「卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要があるため。

第7号議案

安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例

安城市遺児手当支給条例（昭和45年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「4月、8月及び12月の3期」を「1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期」に改める。

第7条中「所得が」の次に「、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項に規定する扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて」を加え、「8月から翌年の7月まで」を「11月から翌年の10月まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、平成31年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の安城市遺児手当支給条例第7条の規定にかかわらず、安城市遺児手当支給条例第4条に規定する受給資格者が監護し、又は養育する同条例第2条に規定する遺児が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する義務教育終了後の者である場合において、当該受給資格者の前々年の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項に規定する扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前々年の12月31日におい

て生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項の表に規定する額以上であるときは、平成31年8月から同年10月までの遺児手当は、支給しない。

3 改正前の安城市遺児手当支給条例第6条第2項の規定に基づいて支払われた平成31年7月分の遺児手当は、改正後の安城市遺児手当支給条例第6条第2項の規定による同月分の遺児手当とみなす。

4 平成31年8月分の遺児手当については、改正後の安城市遺児手当支給条例第6条第2項（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、同年11月に支払うものとする。

－提案理由－

この案を提出したのは、児童扶養手当の支払期月及び支給制限の適用期間が改められたことを踏まえ、遺児手当の支払期月及び支給制限の適用期間を改める必要があるため。

第8号議案

安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

安城市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成29年安城市
条例第45号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（利用者）

第13条 前条第1号に掲げる事業に関し発達相談支援室を利用することができる
者は、障害児相談支援を受ける対象となる者とする。

2 前条第2号から第4号までに掲げる事業に関し発達相談支援室を利用すること
ができる者は、心身に障害のある子ども又はその疑いのある子ども及びその保護
者とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、発達相談支援室における事業の利用者の範囲を拡充する
上で必要があるため。

第9号議案

安城市母子・父子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市母子・父子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

安城市母子・父子家庭医療費助成条例（昭和53年安城市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「1月から7月まで」を「1月から10月まで」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、児童扶養手当の支給制限の適用期間が改められたことを踏まえ、受給資格の所得要件に係る所得の適用期間を改める必要があるため。

第10号議案

安城市虹の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市虹の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市虹の家の設置及び管理に関する条例（平成5年安城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成17年法律第123号」を「平成17年法律第123号。以下「法」という。」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条第1号中「第4条」を「前条」に改め、同条を第5条とする。

第8条第2項第1号中「入所者」を「虹の家を利用する者」に改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

第13条を第18条とし、第10条の次に次の7条を加える。

（利用対象者）

第11条 虹の家を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、法第19条第1項の規定により訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給の決定を受けた障害者とする。

- （1） 日常の身辺処理が自分でおおむねできる者であること。
- （2） 指導及び訓練を行うことにより自立更生が期待できる者であること。
- （3） 常時医学的治療を必要としない者であること。
- （4） 市内に住所を有する者であること。

（利用の許可）

第12条 虹の家を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けな

なければならない。

2 指定管理者は、必要があるときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）に条件を付けることができる。

（利用の許可の取消し及び利用の中止命令）

第13条 指定管理者は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

（1）第11条に規定する利用の要件を欠くに至ったとき。

（2）就業の意欲がないと認められるとき。

（3）虹の家の運営上又は管理上支障を及ぼすおそれのあるとき。

（利用料金）

第14条 利用者は、次に掲げる額の利用料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

（1）法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該就労継続支援に要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に就労継続支援に要した費用の額）

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第8号で定める費用の額

（利用料金の減免）

第15条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第16条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の収入）

第17条 利用料金は、指定管理者の収入とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、利用料金に係る規定の明確化及びその他規定の整理に伴

い、必要があるため。

第11号議案

安城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

安城市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第16条」に、「第18条—第22条」を「第17条—第21条」に、「第23条」を「第22条」に改める。

第10条第2項及び第3項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改める。

第11条を次のように改める。

（保証人及び利子）

第11条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第14条の規定による違約金を包含するものとする。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条中「10.75パーセント」を「5パーセント」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条ただし書中「保証人」を「災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人」に改め、同条を第16条とする。

第18条第1項第4号中「たい積」を「堆積」に改め、第4章中同条を第17条とし、第19条を第18条とする。

第20条第1項中「第18条第1項各号」を「第17条第1項各号」に改め、同条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

第5章中第23条を第22条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の安城市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後条例」という。）第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 改正後条例第14条の規定は、同条の規定による違約金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、必要があるため。

第12号議案

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和47年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第6号中「短期大学」を「短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」に、「卒業した」を「卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」に改め、同条第7号中「短期大学」を「短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」に、「卒業した」を「卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い、必要があるため。

第13号議案

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険税条例（昭和33年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.44」を「100分の5.19」に改める。

第5条中「21,670円」を「21,050円」に改める。

第6条第1号中「15,430円」を「14,950円」に改め、同条第2号中「7,715円」を「7,475円」に改め、同条第3号中「11,572円」を「11,212円」に改める。

第7条中「100分の2.23」を「100分の2.24」に改める。

第9条中「8,840円」を「9,020円」に改める。

第10条第1号中「6,300円」を「6,400円」に改め、同条第2号中「3,150円」を「3,200円」に改め、同条第3号中「4,725円」を「4,800円」に改める。

第11条中「100分の1.88」を「100分の1.76」に改める。

第12条中「9,810円」を「9,160円」に改める。

第13条中「4,730円」を「4,350円」に改める。

第27条第1号ア中「15,169円」を「14,735円」に改め、同号イ（ア）中「10,801円」を「10,465円」に改め、同号イ（イ）中「5,401円」を「5,233円」に改め、同号イ（ウ）中「8,101円」を「7,849円」に改め、同号ウ中「6,188円」を「6,314円」に改め、同号エ（ア）中「4,410円」を「4,480円」に改め、同号エ（イ）中「2,205

円」を「2, 240円」に改め、同号エ（ウ）中「3, 308円」を「3, 360円」に改め、同号オ中「6, 867円」を「6, 412円」に改め、同号カ中「3, 311円」を「3, 045円」に改め、同条第2号ア中「10, 835円」を「10, 525円」に改め、同号イ（ア）中「7, 715円」を「7, 475円」に改め、同号イ（イ）中「3, 858円」を「3, 738円」に改め、同号イ（ウ）中「5, 787円」を「5, 607円」に改め、同号ウ中「4, 420円」を「4, 510円」に改め、同号エ（ア）中「3, 150円」を「3, 200円」に改め、同号エ（イ）中「1, 575円」を「1, 600円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 363円」を「2, 400円」に改め、同号オ中「4, 905円」を「4, 580円」に改め、同号カ中「2, 365円」を「2, 175円」に改め、同条第3号ア中「4, 334円」を「4, 210円」に改め、同号イ（ア）中「3, 086円」を「2, 990円」に改め、同号イ（イ）中「1, 543円」を「1, 495円」に改め、同号イ（ウ）中「2, 315円」を「2, 243円」に改め、同号ウ中「1, 768円」を「1, 804円」に改め、同号エ（ア）中「1, 260円」を「1, 280円」に改め、同号エ（イ）中「630円」を「640円」に改め、同号エ（ウ）中「945円」を「960円」に改め、同号オ中「1, 962円」を「1, 832円」に改め、同号カ中「946円」を「870円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の安城市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、県の標準保険料率の算定を踏まえ、課税額及び軽減額の改定を行う必要があるため。

第14号議案

安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年安城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第59条第1項第1号」を「第47条第1項第1号、第59条第1項第1号」に、「、第78条の4第1項及び第2項」を「、第78条の2の2第1項、第78条の4第1項及び第2項、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第2項」に、「並びに第115条の14第1項」を「、第115条の14第1項」に改める。

第3条第2号中「暴力団をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第4条中「法第78条の4第1項」を「法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準、同号の条例で定める員数及び同項第2号の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに法第78条の4第1項」に改め、「次条」の次に「及び第6条」を加える。

第13条を第21条とする。

第12条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第20条とし、第11条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定介護予防支援の事業に係る暴力団等の排除）

第19条 指定介護予防支援事業者は、その事業の運営について、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者の支配を受けてはならない。

第10条中「次条」の次に「及び第19条」を加え、同条を第17条とし、第9条を第16条とし、第8条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る暴力団等の排除)

第15条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、その事業の運営について、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者の支配を受けてはならない。

第7条中「次条」の次に「及び第15条」を加え、同条を第13条とし、第6条を第12条とし、第5条の次に次の6条を加える。

(指定地域密着型サービスの事業に係る暴力団等の排除)

第6条 指定地域密着型サービス事業者は、その事業の運営について、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者の支配を受けてはならない。

(指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件)

第7条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例に定める者は、次のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 暴力団関係者でないこと及び暴力団員又は暴力団関係者がその役員となっているものでないこと。

(指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準)

第8条 法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める運営に関する基準は、次条及び第10条に定めるものを除くほか、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)に定めるとおりとする。

(指定居宅介護支援の事業に係る記録の整備等)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録で規則で定めるもの
その完結の日
- (2) 指定居宅介護支援に要した費用の請求及び受領に係る記録 当該費用の受領の日

(指定居宅介護支援の事業に係る暴力団等の排除)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、その事業の運営について、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者の支配を受けてはならない。

(基準該当居宅介護支援の事業の満たすべき基準)

第11条 法第47条第1項第1号の条例で定めるものは、前3条に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に完結した改正後の安城市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条第1号に掲げる利用者に対する指定地域密着型サービス（共生型地域密着型サービスに限る。）の提供に関する記録の保存に係る同条の規定の適用については、同条中「5年間」とあるのは、「2年間」とする。

－提案理由－

この案を提出したのは、介護保険法の改正に伴い基準等を定めるとともに、事業者から暴力団等の排除を行う上で必要があるため。

第15号議案

安城市中心市街地拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市中心市街地拠点施設条例の一部を改正する条例

安城市中心市街地拠点施設条例（平成28年安城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の延長利用料金は徴収しない。

別表第3備考中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の延長利用料金は徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市中心市街地拠点施設の利用料金の計算方法を明確にする上で必要があるため。

第16号議案

安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市図書館の設置及び管理に関する条例（昭和60年安城市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）及び第7条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第8条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条第2項中「使用の」を「利用の」に改める。

第11条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に改め、同項第1号及び第2号中「使用者」を「利用者」に改め、同条第2項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第12条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第13条中「使用者」を「利用者」に改める。

別表第1備考第2項中「使用する」を「利用する」に改める。

別表第1備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては平日は午後4時から午後5時までの間、土曜日、日曜日及び祝日は午後3時から午後4時までの間の利用については、前項の延長使用料は徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市図書館の使用料の計算方法を明確にする上で必要があるため。

第17号議案

安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和55年安城市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1（その1）備考中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の延長使用料は徴収しない。

別表第2（その1）備考中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の延長使用料は徴収しない。

別表第3（その1）備考中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、

前項の延長使用料は徴収しない。

別表第4（その1）備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の延長使用料は徴収しない。

別表第5（その1）備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の延長使用料は徴収しない。

別表第6備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の延長使用料は徴収しない。

別表第7（その1）備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の延長使用料は徴収しない。

別表第8（その1）備考中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の延長使用料は徴収しない。

別表第9備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、

前項の延長使用料は徴収しない。

別表第10備考を次のように改める。

備考

- 1 午前又は午後の利用時間の区分を超える1時間（30分以上を1時間とみなす。）について、許可を受けて引き続き利用する場合の延長使用料は、当該区分に定める額の1時間に相当する額（10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 2 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の延長使用料は徴収しない。

別表第11（その1）備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の延長使用料は徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市公民館の使用料の計算方法を明確にする上で必要があるため。

第18号議案

安城市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市青少年の家の設置及び管理に関する条例（昭和58年安城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表備考中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の延長使用料は徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市青少年の家の使用料の計算方法を明確にする上で必要があるため。

第19号議案

丈山苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

丈山苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

丈山苑の設置及び管理に関する条例（平成8年安城市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考に次の1項を加える。

- 3 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後5時から午後6時までの間の利用については、前項の延長利用料は徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、丈山苑の利用料の計算方法を明確にする上で必要があるため。

第20号議案

安城市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

安城市民会館条例の一部を改正する条例

安城市民会館条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 午前及び午後の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては正午から午後1時までの間、午後及び夜間の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては午後4時30分から午後5時30分までの間の利用については、前項の利用料金は徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市民会館の利用料金の計算方法を明確にする上で必要があるため。

第 2 1 号議案

安城市視聴覚センター設置条例を廃止する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市視聴覚センター設置条例を廃止する条例

安城市視聴覚センター設置条例（昭和 4 7 年条例第 3 7 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市視聴覚センターを廃止する上で必要があるため。

第 2 2 号議案

安城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市道路占用料条例の一部を改正する条例

安城市道路占用料条例（昭和 5 6 年安城市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 2 条第 1 1 項」を「第 2 条第 1 2 項」に改める。

別表法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中

	8 3 0	
	1, 3 0 0	
	1, 7 0 0	
	7 4 0	
	1, 2 0 0	
	1, 6 0 0	
	7 4	
	7	
	4	
	7 3 0	
	4 5 0	
	1, 5 0 0	
	6 2 0	
	2, 3 0 0	
	1, 5 0 0	

を

」

1, 100
1, 600
2, 200
940
1, 500
2, 100
94
9
6
920
570
1, 900
790
2, 300
1, 900

に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

」

「

31
45
67
89
130
180
310
450
890

」

「

40
57
85
110
170
230
400
570
1, 100

」

を

に改め、同表法第32条第1項第

3号及び第4号に掲げる施設の項中「1, 500」を「1, 900」に改め、同表

「

「

法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中

Aに0.004を乗じて得た額	Aに0
Aに0.007を乗じて得た額	Aに0
Aに0.008を乗じて得た額	Aに0
1,200	
690	
1,500	

を

」

.005を乗じた額
.008を乗じた額
.01を乗じた額
1,100
680
1,900

に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「

」

「

令」という。)第7条第1号に掲げる物件の項中

1本1年につき	1,200
---------	-------

「

0

」を「

1本1年につき	1,500
---------	-------

」に、

--	--

」

「

1,200

」を「

	1,100
--	-------

」に改め、同表令第7

条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「150」を「1

90」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項若しくは第3項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受け、又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可を受けたことにより道路又は道路予定区域を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該道路又は道路予定区域を占有する場合の当該占有物件に係る平成31年度以後の各年度の占有料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該占有物件に係る平成30年度の占有料の額（当該占有物件に係る平成31年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る平成30年度の占有の期間が異なる場合にあっては、当該占有物件に係る平成31年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間を当該占有物件に係る平成30年度の占有の期間として改正前の安城市道路占有料条例第2条及び第3条並びに別表の規定により算出した当該占有物件に係る占有料の額）に平成30年4月1日から平成31年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指数とする1.2のべき乗を乗じて得た額（以下「調整占有料額」という。）とする。

(1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者 改正後の安城市道路占有料条例第2条及び第3条並びに別表の規定により算出した当該占有物件に係る平成31年度以後の各年度の占有料の額（以下「新占有料額」という。）を当該占有者の事業所ごとに合計した額が調整占有料額を当該占有者の事業所ごとに合計した額を超える場合

(2) その他の者 新占有料額が調整占有料額を超える場合

－提案理由－

この案を提出したのは、愛知県道路占有料条例の改正を踏まえ、市が徴収する占

用料を改める必要があるため。

第 2 3 号議案

安城市準用河川占用料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

安城市準用河川占用料条例（平成 1 2 年安城市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

	「		「				
		8 3 0		1, 1 0 0			
		1, 3 0 0		1, 6 0 0			
		1, 7 0 0		2, 2 0 0			
別表柱類及び線類の項中		7 4 0	を	9 4 0	に改め、同表		
		1, 2 0 0		1, 5 0 0			
		1, 6 0 0		2, 1 0 0			
		7 4		9 4			
		7		9			
				」			」

	「		「		
		3 1		4 0	
		4 5		5 7	
		6 7		8 5	
		8 9		1 1 0	
管類の項中		1 3 0	を	1 7 0	に改め、同表橋りょうその
		1 8 0		2 3 0	

310	400
450	570
890	1,100

」

他の河川区域を占有するものの項中「0.0399」を「0.0484」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日前に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項において準用する法第24条の規定により許可を受けたことにより準用河川の河川区域内の土地を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該準用河川の河川区域内の土地を占有する場合の当該占有物件に係る平成31年度の土地占用料の額は、当該占有物件に係る平成30年度の土地占用料の額（当該占有物件に係る平成31年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る平成30年度の占有の期間が異なる場合にあっては、当該占有物件に係る平成31年度の占有の期間に相当する期間を当該占有物件に係る平成30年度の占有の期間として改正前の安城市準用河川占用料条例第2条及び別表の規定により算出した当該占有物件に係る土地占用料の額）に1.2を乗じて得た額とする。

－提案理由－

この案を提出したのは、愛知県流水占用料等徴収条例等の改正を踏まえ、市の徴収する土地占用料を改める必要があるため。

第 2 4 号議案

安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市法定外公共用物の管理に関する条例（平成 5 年安城市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表柱類を設置する場合の項中

8 3 0	を	1, 1 0 0	に改め、
1, 3 0 0		1, 6 0 0	
1, 7 0 0		2, 2 0 0	
7 4 0		9 4 0	
1, 2 0 0		1, 5 0 0	
1, 6 0 0		2, 1 0 0	
7 4		9 4	

同表線類の項中「7」を「9」に改め、同表管類を設置する場合の項中

3 1	4 0
4 5	5 7
6 7	8 5
8 9	1 1 0
1 3 0	1 7 0
1 8 0	2 3 0
3 1 0	4 0 0
4 5 0	5 7 0
8 9 0	1, 1 0 0

に改め、同表通路の項中「0. 0 3 9 9」を「0

. 0 4 8 4」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日前に改正前の安城市法定外公共用物の管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条又は第6条の規定により許可を受けたことにより法定外公共用物の敷地を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該法定外公共用物の敷地を占有する場合の当該占有物件に係る平成31年度の占有料の額は、当該占有物件に係る平成30年度の占有料の額(当該占有物件に係る平成31年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る平成30年度の占有の期間が異なる場合にあつては、当該占有物件に係る平成31年度の占有の期間に相当する期間を当該占有物件に係る平成30年度の占有の期間として旧条例第7条及び第8条並びに別表の規定により算出した当該占有物件に係る占有料の額)に1. 2を乗じて得た額とする。

－提案理由－

この案を提出したのは、愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例等の改正を踏まえ、市の徴収する占用料を改める必要があるため。

第25号議案

安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神 谷 学

安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年安城市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」を「短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」に、「卒業した後」を「卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」に改め、同条第5号中「よる」を「基づく」に改め、同条第7号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」を「卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」に、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」を「同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」に改め、同条第3号中「卒業した後」を「卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後」に、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」を「同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の安城市水道事業に係る布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第3条第7号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、必要があるため。

第44号議案

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

記

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
0129	和泉福釜線	和泉町大北45-1	福釜町砂渡18-1	
0135	和泉根崎1号線	和泉町大北127	根崎町南境目1-1	
0255	姫小川藤井線	姫小川町芝山5-2	藤井町居林138-3	
4243	東端和泉2号線	東端町北荒子6-1	和泉町中本郷271	
4654	福釜和泉線	福釜町猿町97-2	和泉町大北63-2	
4716	榎前井杭山9号線	榎前町井杭山221	榎前町井杭山233	
4720	榎前和泉2号線	榎前町井杭山238	和泉町大北63-2	
4721	和泉神明線	和泉町神明19-5	和泉町神明19-1	
5111	御幸本花ノ木2号線	御幸本町82-29	花ノ木町44-7	
5119	花ノ木町3号線	花ノ木町1-4	花ノ木町1-12	
5125	末広町2号線	末広町20-7	末広町1-126	
5572	城向蓮台2号線	桜井町城向116-2	桜井町蓮台1-4	
5593	稲荷東稲荷西線	桜井町稲荷東10-4	桜井町稲荷西28-3	
5594	稲荷東伝左線	桜井町稲荷東2-4	桜井町伝左82-1	
5726	桜井城向4号線	桜井町城向39-3	桜井町城向44-1	
5843	摺鉢曾根線	小川町摺鉢102-10	小川町曾根51-1	
5846	姫小川小川5号線	姫小川町遠見塚72-7	小川町和泉道63-3	

5852	安城東広畔3号線	安城町東広畔4-1	安城町東広畔30-4	
------	----------	-----------	------------	--

－提案理由－

この案を提出したのは、土地区画整理事業等により現市道を廃止する必要があるため。

第45号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

記

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
0129	和泉福釜線	和泉町大北 63-2	福釜町砂渡 18-1	
0135	和泉根崎1号線	和泉町大北48	根崎町境目1-1	
0255	姫小川藤井線	姫小川町芝山5-2	藤井町南居林138-3	
4243	東端和泉2号線	東端町北荒子6-1	和泉町中本郷191-2	
4654	福釜榎前5号線	福釜町猿町97-2	榎前町井杭山35-1	
4716	榎前井杭山9号線	榎前町井杭山227-4	榎前町井杭山233-1	
4723	和泉七ツ田3号線	和泉町七ツ田2	和泉町七ツ田41-2	
4724	和泉南梶2号線	和泉町南梶7	和泉町南梶21	
5843	山中曾根線	小川町山中311	小川町曾根51-1	
5846	姫小川小川5号線	姫小川町遠見塚72-7	小川町山中223	
5852	安城東広畔3号線	安城町東広畔4-1	安城町東広畔30-4	
6516	古井上寺5号線	古井町上寺19-25	古井町上寺11-5	
6517	藤井南居林4号線	藤井町南居林55	藤井町南居林19	
6518	山田和泉道線	小川町山田4	小川町和泉道63-3	

－提案理由－

この案を提出したのは、道路改良事業等により道路を市道として認定する必要が

あるため。

第46号議案

住居表示の実施に係る市街地の区域の変更について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定に基づき、別図1に示す市街地の区域を別図2に示すとおり変更するものとする。

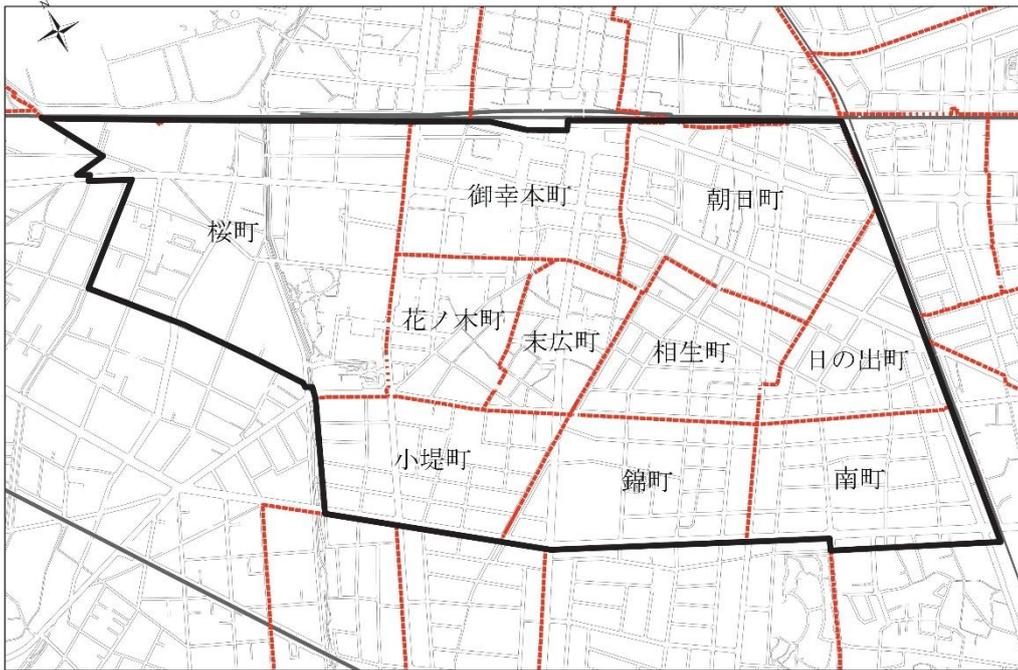
平成31年3月4日提出

安城市長 神谷 学

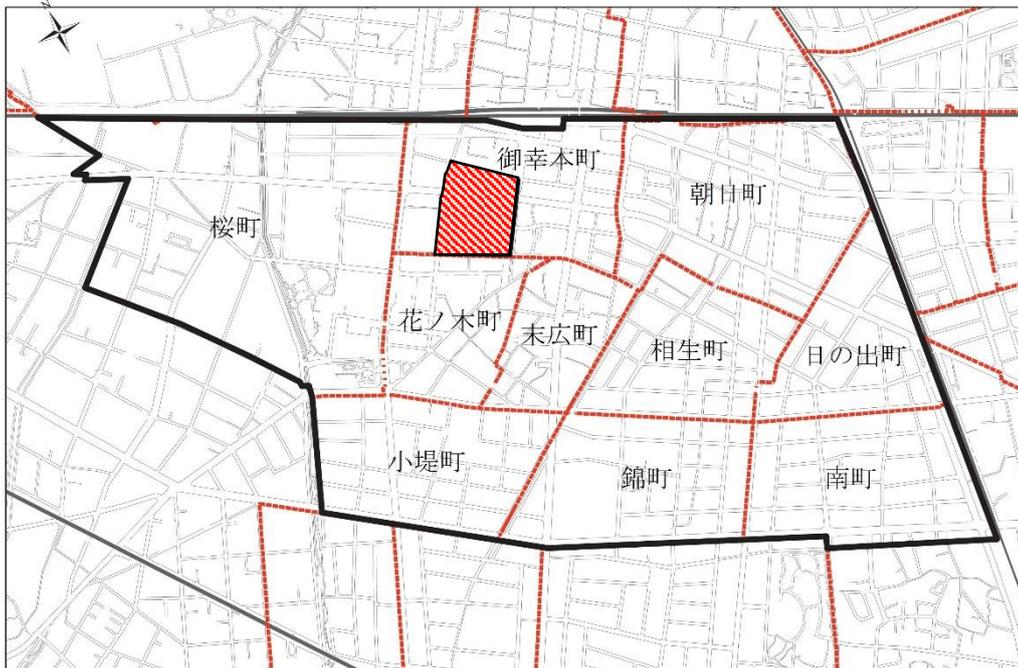
－提案理由－

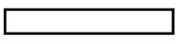
この案を提出したのは、住居表示の実施に係る市街地の区域を変更する上で、必要があるため。

別図1 住居表示の実施に係る市街地の区域変更前



別図2 住居表示の実施に係る市街地の区域変更後



凡例	
	廃止区域
	実施区域